

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2973号から第2978号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の6件の答申を行いました。

答申第2973号、第2975号及び第2976号では、横浜市長が行った非開示決定及び一部開示決定は妥当であると判断しています。

答申第2974号では、横浜市長が行った一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきであると判断しています。

答申第2977号及び第2978号では、横浜市会議長が行った開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「平成31年度、令和元年度、令和2年度 薬局管理者兼務許可申請書に関する全ての文書 対象者 特定法人特定薬局 管理者 特定個人 所管 瀬谷福祉保健センター 根拠法令 医薬品医療機器等法第7条第3項、第17条第4項、第28条第3項、第35条第3項、第39条の2第2項、第40条の6第2項」の非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2973号】
- (2) 「取扱処方箋数届書全4件（平成29年から令和2年まで 特定法人特定薬局）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2974号】
- (3) 「平成26年度薬局開設許可申請関係文書（特定法人特定薬局）」の非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2975号】
- (4) 「(1)コミュニティサイクル 事故状況報告書（平成28年度分）(2)コミュニティサイクル 事故状況報告書（平成29年度分）(3)コミュニティサイクル 事故状況報告書（平成30年度分）」外2件の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2976号】
- (5) 「(1) 弁護士相談資料（7月9日、7月17日）(2) 市会運営委員会理事会資料案（7月22日）(3) 横浜市会傍聴規則の一部を改正する規則の公布について（令和2年度 議秘第200号）」の開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2977号】
- (6) 「以下の文書のうち、令和元年8月25日に改正された「横浜市会傍聴規則」に係る文書 (1) 令和2年6月26日 市会運営委員会記録 初校原稿 (2) 議議第315号市会運営委員会理事会の概要について（令和2年7月10日開催） (3) 議議第341号市会運営委員会理事会の概要について（令和2年7月29日開催） (4) 議議第355号市会運営委員会理事会の概要について（令和2年8月7日開催） (5) 令和2年8月7日 市会運営委員会記録 初校原稿 (6) 令和2年8月7日 市会運営委員会資料」の開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2978号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2973	令和3年4月8日	令和3年4月22日	令和3年4月30日	令和3年5月31日	個人	市長
2974	令和3年4月10日	令和3年4月26日	令和3年5月14日	令和3年6月17日	個人	市長
2975	令和3年4月7日	令和3年4月22日	令和3年5月14日	令和3年6月17日	個人	市長
2976	令和3年5月7日	令和3年5月21日	令和3年6月11日	令和3年7月9日	個人	市長
2977	令和2年9月3日	令和2年9月23日	令和2年10月2日	令和2年10月27日	個人	市会議長
2978	令和2年9月3日	令和3年9月23日	令和2年10月2日	令和2年10月27日	個人	市会議長

3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2973	「平成31年度、令和元年度、令和2年度薬局管理者兼務許可申請書に関する全ての文書 対象者 特定法人特定薬局 管理者 特定個人 所管 瀬谷福祉保健センター 根拠法令 医薬品医療機器等法第7条第3項、第17条第4項、第28条第3項、第35条第3項、第39条の2第2項、第40条の6第2項」(以下「本件審査請求文書」という。)	<p style="text-align: center;">非開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条に該当</p> <p>(本件審査請求文書の存否を答えること自体が個人情報を公にすることとなり、条例第7条第2項第2号により非開示とすべき情報を開示することとなり、存否を答えることができない文書であるため。)</p>	原処分妥当
2974	「取扱処方箋数届書全4件（平成29年から令和2年まで 特定法人特定薬局）」(以下「本件審査請求文書」という。)	<p style="text-align: center;">一部開示</p> <p>条例第7条第2項第3号アに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年における総取扱処方箋数 (法人の内部管理に関する情報であり、開示する事により、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため。) <p>情報公開条例第7条第2項第4号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人代表者印の印影 (開示することにより、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため。) 	開示範囲を拡大すべき

答申番号	対象行政文書	原処分決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2975	「平成26年度薬局開設許可申請関係文書(特定法人特定薬局)」(以下「本件審査請求文書」という。)	非開示 不存在 (保存年限(5年)経過により廃棄済みであり、保有していないため。)	原処分妥当
2976	「(1) コミュニティサイクル 事故状況報告書(平成28年度分)(2) コミュニティサイクル 事故状況報告書(平成29年度分)(3) コミュニティサイクル 事故状況報告書(平成30年度分)」(以下「文書1」という。)、 「(1) コミュニティサイクル 事故状況報告書(平成29年度分)(2) コミュニティサイクル 事故状況報告書(平成30年度分)」(以下「文書2」という。)及び「(1) コミュニティサイクル 事故報告書及び事故状況報告関係メール(令和元年度分)(2) コミュニティサイクル 事故報告書及び事故状況報告関係メール(令和2年度分)」(以下「文書3」という。文書1から文書3までを総称して「本件審査請求文書」という。)	一部開示 条例第7条第2項第2号 ・ 個人の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、年齢、ユーザーID及びメールアドレス (個人に関する情報であって開示する事により、特定の個人が識別されるため。) 条例第7条第2項第3号 ・ 保険証券・受付番号、電話番号及びFAX番号 (法人が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため。)	原処分妥当
2977	「(1) 弁護士相談資料(7月9日、7月17日)」(以下「文書1」という。)、 「(2) 市会運営委員会理事会資料案(7月22日)」(以下「文書2」という。)及び「(3) 横浜市会傍聴規則の一部を改正する規則の公布について(令和2年度 議秘第200号)」(以下「文書3」という。文書1から文書3までを総称して、以下「本件審査請求文書」という。)	開示 条例第10条第1項に基づき全部を開示 (本件審査請求文書を特定して行った開示決定について、ほかにも文書があるはずであるという趣旨で審査請求が提起されたもの。)	原処分妥当
2978	以下の文書のうち、令和元年8月25日に改正された「横浜市会傍聴規則」に係る文書 (1) 令和2年6月26日 市会運営委員会記録 初校原稿(以下「文書1」という。) (2) 議議第315号市会運営委員会理事会の概要について(令和2年7月10日開催)(以下「文書2」という。) (3) 議議第341号市会運営委員会理事会の概要について(令和2年7月29日開催)(以下「文書3」という。) (4) 議議第355号市会運営委員会理事会の概要について(令和2年8月7日開催)(以下「文書4」という。) (5) 令和2年8月7日 市会運営委員会記録 初校原稿(以下「文書5」という。) (6) 令和2年8月7日 市会運営委員会資料(以下「文書6」という。文書1から文書6までを総称して、以下「本件審査請求文書」という。)	開示 条例第10条第1項に基づき全部を開示 (本件審査請求文書を特定して行った開示決定について、ほかにも文書があるはずであるという趣旨で審査請求が提起されたもの。)	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2973</p>	<p>《薬局等管理者兼務許可申請に係る事務について》</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第7条第4項において、「薬局の管理者・・・は、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する者であってはならない。ただし、その薬局の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。」と規定されている。医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成9年4月横浜市規則第51号）第2条第1項では「法第7条第4項ただし書・・・の規定により、薬局・・・を管理する者の兼務の許可を受けようとする者は、薬局等管理者兼務許可申請書（第1号様式）を保健所長に提出しなければならない。」と規定し、同条第2項では「保健所長は、薬局・・・を管理する者の兼務を許可するときは、薬局等管理者兼務許可書（第2号様式）を当該許可の申請者に交付する」と規定されている。また、横浜市薬局等許可審査基準及び指導基準により薬局等管理者兼務許可の基準が定められており、ア 学校保健安全法に基づく学校薬剤師の業務、イ 公益性がある休日夜間診療所の調剤所等において、当該地域の薬剤師会の輪番で調剤に従事する薬剤師の業務、ウ 薬剤師会が運営する薬局又はこれに準ずる薬局において、当該薬剤師会等の輪番で、休日又は夜間に調剤に従事する薬剤師の業務、エ 当該地域の薬局等で行う薬剤師の業務（薬剤師会が運営する休日夜間薬局又はこれに準ずる薬局の管理者に限る）を行う場合であって、当該薬局の管理者としての義務を遂行するにあたって支障を生ずることがないと認められる場合に許可を与えるとしている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、特定個人に係る薬局等管理者兼務許可申請書に関する全ての文書である。</p> <p>《存否応答拒否について》</p> <p>存否応答拒否は、個人や法人等の正当な権利利益等として非開示情報に該当する情報等であって、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものであり、また、請求内容から推し量られる情報が条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであるため、当該情報が存在してもしなくても適用すべきものである。</p> <p>そのため、存否応答拒否を行うには、「① 特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在について答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること」及び「② 当該事実、非開示事由に該当する事実が含まれていること」の二つの要件を備えていることが必要であると解される。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア 本件処分は、実施機関が、本件審査請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護すべき情報を明らかにしてしまうことになるとして、条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。</p> <p>そこで、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検討する。</p> <p>イ 本件開示請求は、開示請求書の記載から、特定個人を名指ししてその者に係る薬局等管理者兼務許可申請書に関する全ての文書の開示を求めるものである。そのため、本件開示請求に対して、開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示若しくは一部開示の決定を行った場合には、特定個人から薬局等管理者兼務許可申請書が提出されたという事実を公にすることになり、また、不存在による非開示決定を行った場合には、特定個人から薬局等管理者兼務許可申請書が提出されていないという事実を公にすることになる。</p> <p>したがって、本件審査請求文書の開示、非開示又は不存在を答えることによって、名指</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2973</p>	<p>しされた特定の者に関する一定の事実の有無が公になるといえる。</p> <p>ウ 次にイでいう公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれているか検討する。</p> <p>特定個人からの薬局等管理者兼務許可申請書の提出の有無に係る情報（以下「本件情報」という。）は、個人の経歴や社会的活動に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。</p> <p>審査請求人は、薬局の管理者の氏名は、法第8条の2第5項により、都道府県知事が公表しなければならない情報であること、薬局の管理者及び薬局で勤務する薬剤師の氏名は、法第9条の5により、当該薬局の見やすい場所に掲示しなければならない情報であること等を理由に、本件情報は慣行として公にされている情報であり、本号ただし書アに該当すると主張しているものと解される。しかしながら、慣行として公にされているのは、あくまでもその薬局の管理者及び薬局で勤務している薬剤師の氏名であり、本件情報ではないため、本件情報は、本号ただし書アに該当しない。</p> <p>さらに、審査請求人は、仮に特定個人が特定薬局の管理薬剤師と非常勤の公務員に当たる学校薬剤師とを兼務しているとすれば、その情報は本号ただし書ウに該当すると主張しているものと解される。確かに非常勤の公務員に当たる学校薬剤師は、本号ただし書ウの規定する公務員等に該当するが、本件情報は、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報ではないため、本号ただし書ウに該当しない。</p> <p>また、本件情報は、本号ただし書イ（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）に該当しない。</p> <p>したがって、本件情報は、本号本文前段に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、上記イでいう公になる事実には、本号の非開示事由に該当する事実が含まれているといえる。</p> <p>エ 以上のことから、本件処分は存否応答拒否の二つの要件を充足するというべきである。</p> <p>審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
<p>2974</p>	<p>《本件処分において非開示とした前年における総取扱処方箋数（以下「総取扱処方箋数」という。）の届出に係る事務について》</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「令」という。）第2条の13では、「薬局開設者は、・・・毎年3月31日までに、前年における総取扱処方箋数（前年において取り扱った眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数にそれぞれ3分の2を乗じた数とその他の診療科の処方箋の数との合計数をいう。・・・）を薬局の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。」と規定されている。なお、同条の「都道府県知事」は、保健所を設置する市においては「市長」と読み替えられる（令第2条の2）。また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第17条第2項では、令第2条の13の規定による届出は、同規則様式第7の取扱処方箋数届書の提出によって行うことが規定されている。</p> <p>横浜市においては、取扱処方箋数届書の受理に関する事務は、横浜市保健所長委任規則（平成19年3月横浜市規則第31号）第18項第25号の規定により、横浜市保健所長に委任されている。また、横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）第3条の規定により、横浜市保健所には支所である福祉保健センターが設置されており、瀬谷区の区域における当該事務は、横浜市瀬谷福祉保健センターが分掌している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、特定薬局の開設者である特定法人が平成30年から令和3年までの各年において、特定薬局の総取扱処方箋数を届け出るために、横浜市瀬谷福祉保健センターに提出した取扱処方箋数届書計4件からなる。本件審査請求文書には、届出者である特定法人の所在地、名称及び代表者の氏名、特定薬局の名称及び所在地、前年において業務を行った期間及び日数、総取扱処方箋数等が記載され、特定法人の代表者の氏名の横には特定法人の代表者印が押印されている。</p> <p>実施機関は、このうち、総取扱処方箋数を条例第7条第2項第3号に該当するとして、当該押印に係る印影を同項第4号に該当するとして非開示としている。</p> <p>審査請求人は、審査請求書において、本件審査請求文書に係る総取扱処方箋数の開示を求</p>

答申 番号	判断の要旨
2974	<p>めているので、当該情報について、以下検討する。</p> <p>《条例第7条第2項第3号アの該当性について》</p> <p>ア 条例第7条第2項第3号アの「正当な利益を害するおそれ」があるか否かの判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められると解される。</p> <p>イ 実施機関は、本件審査請求文書に係る総取扱処方箋数は薬局の経営方針等、営業上のノウハウに繋がる情報であり、開示することにより、事業活動が損なわれるおそれ等があるため、本号アに該当すると主張している。</p> <p>そこで、当審査会で不明な点について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 調剤薬局は、物販を行わない限り、処方箋に基づく調剤により発生する調剤報酬が売り上げの全てとなる。</p> <p>(イ) 調剤報酬の計算に必要な調剤報酬点数表や薬局ごとの加算の算定状況は薬局に掲示をする義務がある。また、調剤報酬の中には、処方箋受付1回ごとに算定される調剤基本料がある。なお、処方箋受付の回数については、厚生労働省保険局医療課医療指導監査室作成の『保険調剤の理解のために』という資料に、同一患者から同一日に複数の処方箋を受け付けた場合、同一医師又は一連の診療行為に基づく処方箋については一括して受付1回と数える等の算定方法が記載されている。</p> <p>(ウ) 総取扱処方箋数と前年の処方箋受付の回数には、一定の相関関係が認められる。このため、調剤薬局の総取扱処方箋数に調剤基本料を掛け合わせることで、当該調剤薬局の前年の売上高のベースラインに近い数字の算出が可能になると考えられる。</p> <p>ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>実施機関の説明によれば、調剤基本料は処方箋受付1回ごとに発生するとのことである。この点、患者が1回の受付で複数の処方箋を提出する場合もあることや、令第2条の13において、総取扱処方箋数の算定に当たっては眼科等の処方箋の数には3分の2を乗じることが定められていることなどからすれば、総取扱処方箋数と前年における処方箋受付の回数とは必ずしも一致しないと認められる。また、調剤報酬は、処方箋受付の回数に応じて算定される調剤基本料だけではなく、処方する薬の種類による加算等も含めて計算されるものである。</p> <p>このため、総取扱処方箋数と前年における処方箋受付の回数との相関関係は強いものではなく、総取扱処方箋数に調剤基本料を掛け合わせても、必ずしも当該調剤薬局の前年の売上高に近い数字の算出が可能になるとはいえない。</p> <p>また、処方箋を応需した患者数と総取扱処方箋数は一致するものではないが、神奈川県が特定薬局に係る処方箋を応需した患者数を公表していることから、特定薬局がどの程度利用されているかは既に公になっていることができ、特定薬局の経営状況等は、本件審査請求文書に係る総取扱処方箋数を開示しなくても、ある程度推察され得る状況にある。</p> <p>これらのことからすれば、本件審査請求文書に係る総取扱処方箋数は特定法人が事業活動を行う上での内部管理に属する情報ではあるものの、その開示により、新たに特定薬局の経営状況等が相当程度公になるとはいえないから、特定法人の事業活動が損なわれるおそれについて、法的保護に値する蓋然性までは認められない。</p> <p>したがって、本件審査請求文書に係る総取扱処方箋数は、公にすることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものではなく、本号アに該当しない。</p>
2975	<p>《薬局開設許可申請及び薬事監視員による調査に係る事務について》</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第4条第1項において、「薬局は、その所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。・・・）の許可を受けなければ、開設してはならない。」と規定しており、法第4条第2項及び第3項では許可申請に必要な記載項目や添付書類を、法第5条では許可の基準を規定している。薬局の許可申請があった場合は、薬事監視員が法第5条で定める基準を満たすかどうか審査し、基準を満たすと認められた場合は許可し、許可証を交付する。</p> <p>法による薬局の開設の許可及びその更新に関する事務は、横浜市保健所長委任規則（平成</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2975</p>	<p>19年3月横浜市規則第31号)第18項第1号の規定により、横浜市保健所長に委任されている。横浜市保健所及び福祉保健センター条例(平成13年9月横浜市条例第38号)第3条の規定により、横浜市保健所の支所である福祉保健センターが設置されており、横浜市瀬谷福祉保健センターが瀬谷区の区域における薬局の開設の許可及びその更新に関する事務を分掌している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、特定法人特定薬局の開設者が薬局開設許可の申請時に横浜市瀬谷福祉保健センターに提出した文書及び特定法人特定薬局の審査時に薬事監視員が作成した調査報告書と解される。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 審査請求人は、次の2点について主張していると解される。</p> <p>(ア) 本件審査請求文書を廃棄した際の決裁の有無について実施機関から弁明がない。</p> <p>(イ) 薬局開設許可は6年ごとに更新手続が必要であるため、それより短い5年で薬局開設許可申請関係文書を廃棄するのは不合理である。</p> <p>イ この点について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件審査請求文書は、保存期間経過により、令和2年度瀬生第639号で決裁を得て廃棄している。</p> <p>(イ) 薬局の開設の許可は、法第4条第4項により、6年ごとにその更新が必要となるが、更新に関する事務を行う際には、現状が許可基準を満たしているか否かを確認しており、前回申請時の薬局開設許可申請関係文書が既に廃棄されていても、事務処理上不都合はない。</p> <p>ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) 当審査会が確認したところ、実施機関は、本件審査請求文書を横浜市行政文書管理規則(平成12年3月横浜市規則第25号。以下「文書管理規則」という。)第10条第4項の規定に基づき定める行政文書分類表(課等別)上の「薬務許可申請及び届出関係書類(進達するものを除く。)(5年保存)」に分類し、保存期間の経過により、上記イ(ア)のとおり、決裁を得て廃棄していることが認められた。</p> <p>(イ) なお、薬局開設許可の期間が6年であるにもかかわらず、薬局開設許可申請関係文書の保存期間を5年としていることについては、事務処理上不都合が生じないか疑問がないではない。</p> <p>しかし、文書管理規則第13条第1項第1号の規定により、必要に応じて文書の保存期間の延長ができること等も踏まえれば、薬局開設許可申請関係文書の保存期間を5年と定めていることは不合理とまではいえない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。</p>
<p>2976</p>	<p>《横浜都心部コミュニティサイクル事業(以下「本件事業」という。)について》</p> <p>本件事業は、都心部活性化、観光振興及び低炭素化に寄与する取組として、横浜都心部(みなとみらい地区及び関内地区を基本として、中区、西区、南区及び神奈川区の一部地域)において実施している事業である。</p> <p>本件事業は、実施主体である横浜市が運営主体となる事業者と協定を締結し、協働して実施することとしている。そこで、横浜市は、公募型プロポーザル提案方式により選定した株式会社NTTドコモと平成26年2月に「横浜都心部コミュニティサイクル事業に関する基本協定書」を締結し、同年4月から本件事業を開始している。なお、平成27年4月からは、株式会社NTTドコモから契約上の地位の譲渡等を受けた株式会社ドコモ・バイクシェア(以下「本件法人」という。)が運営主体となっている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、本件事業において利用者に貸し出しているベイバイクが関係する事故が発生した際に、本件法人から実施機関に送付された報告書である。報告書は、事故ごとに作成されている。</p> <p>ア 文書1は、平成28年度から平成30年度までに発生した事故に係る報告書であり、発生日時、利用者属性(性別)、経過等の欄が設けられ、各欄に事故の発生日時、利用者の性別、</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2976</p>	<p>事故の状況等が記載されている。</p> <p>実施機関は、これらの記載のうち、個人の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、年齢及びユーザーIDを条例第7条第2項第2号本文に該当するとして非開示としている。</p> <p>イ 文書2は、平成29年度及び平成30年度に発生した事故に係る報告書であり、発生日時、受付番号、保険証券、顧客情報等の欄が設けられ、各欄に事故の発生日時、証券番号や保険会社名といった保険証券に係る情報、利用者の氏名及び性別等が記載されている。</p> <p>実施機関は、これらの記載のうち、個人の氏名及び性別を条例第7条第2項第2号本文に該当するとして、受付番号及び保険証券に係る情報を同項第3号アに該当するとして非開示としている。</p> <p>ウ 文書3は、令和元年度及び令和2年度に発生した事故に係る報告書及びそれらの報告書についての実施機関の担当者と本件法人の担当者とのやり取りに係る電子メールである。各報告書には発生日時、受付番号、保険証券、顧客情報等の欄が設けられ、各欄に事故の発生日時、保険証券に係る情報、利用者の氏名及び性別等が記載されている。また、電子メールには、メール本文のほか、送受信者の氏名及びメールアドレス、本件法人の電話番号及びファクシミリ番号等が記載されている。</p> <p>実施機関は、報告書の記載のうち、個人の氏名及び性別を条例第7条第2項第2号本文に該当するとして、受付番号及び保険証券に係る情報を同項第3号アに該当するとして非開示としている。また、電子メールの記載のうち、本件法人の担当者の氏名及びメールアドレスを条例第7条第2項第2号本文に該当するとして、本件法人の電話番号及びファクシミリ番号を同項第3号アに該当するとして非開示としている。</p> <p>エ 審査請求人は、文書1のうち性別及び年齢について、文書2及び文書3のうち性別についてのみ開示を求めている。そこで、これらの情報について、条例第7条第2項第2号本文及びただし書の該当性について、以下検討する。</p> <p>《条例第7条第2項第2号本文及びただし書の該当性について》</p> <p>ア 本号本文の該当性について</p> <p>審査請求人は、性別及び年齢に係る情報自体に特定個人を識別できる要素はないし、性別及び年齢と事故情報を突き合わせても既に被害者の詳細な情報が報道されているなどしていない場合には特定個人を識別できない等と主張する。</p> <p>しかし、条例に基づく開示請求は何人も行うことができるから、一定の範囲内の者であれば保有し、又は入手可能と通常考えられる情報と照合すれば特定の個人を識別できるような情報についても、当該個人の立場に立てば、非開示として保護すべき利益があると考えられる。このため、本号本文の「他の情報」には、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報が含まれると解される。</p> <p>当審査会が本件審査請求文書を見分したところ、本件審査請求文書はバイクに係る事故の記録であり、そこに記載されている性別及び年齢は、当該事故の関係者の個人に関する情報であると認められた。</p> <p>そして、本件審査請求文書では、事故の日時や状況は全て開示されていることから、事故の関係者の近親者、事故現場の周辺住民等が見聞きした事故に係る情報及び開示されている情報と性別及び年齢に係る情報とを照合することで、事故の関係者である特定の個人が識別されるおそれがあることは否定できない。</p> <p>したがって、性別及び年齢は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であることから、本号本文前段に該当する。</p> <p>イ 本号ただし書の該当性について</p> <p>本件審査請求文書の性別及び年齢は、法令等の規定や慣行によって公にされ、又は公にされることが予定されている情報、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及び当該個人が公務員等である場合における当該公務員の職務の遂行に係る情報のいずれにも当たらないことから、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2977</p>	<p>《横浜市会傍聴規則（昭和25年4月横浜市会規則第1号）について》</p> <p>横浜市会傍聴規則では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、横浜市会の会議の傍聴に係る手続等を規定している。</p> <p>横浜市会に係る会議の傍聴人への対応については、令和2年6月26日の市会運営委員会において市会運営委員会理事会（以下「理事会」という。）で協議することが決定された。同年7月10日及び29日並びに8月7日に理事会で協議され、同日の市会運営委員会において、同規則の改正案等が理事会での協議結果のとおり決定された。これを踏まえて同月25日に横浜市会傍聴規則の一部を改正する規則（令和2年8月横浜市会規則第3号）が公布及び施行されている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 本件請求に対し、実施機関は、本件審査請求文書を特定し、その全部を開示している。</p> <p>イ 文書1は、令和2年7月9日及び17日の弁護士相談に係る資料である。このうち、同月9日の資料は、実施機関が作成した横浜市会傍聴規則の改正案及び参考法令であり、同月17日の資料は、同月9日の弁護士相談の内容を踏まえ修正した横浜市会傍聴規則の改正案及び参考法令である。</p> <p>ウ 文書2は、令和2年7月29日の理事会に提出した資料の同月22日時点での案であり、傍聴席の秩序維持についての対応に係る資料、関係例規及び横浜市会傍聴規則の改正案からなる。このうち横浜市会傍聴規則の改正案は、2回の弁護士相談の内容を踏まえて修正がなされたものである。</p> <p>エ 文書3は、横浜市会傍聴規則の一部を改正するための起案文書で、文書番号、作成課、件名等が記載され決裁者等の押印がされた起案用紙及び横浜市会の当時の議長の署名がされた横浜市会傍聴規則の一部を改正する規則からなる。</p> <p>オ これに対し、審査請求人は、本件審査請求文書以外にも、弁護士相談の内容の記録、各会派からの問合せの記録等の行政文書があると考えられるのに、それらが特定されていないと主張している。そこで、本件審査請求文書の特定の妥当性について、以下検討する。</p> <p>《本件審査請求文書の特定の妥当性について》</p> <p>ア 実施機関は、本件審査請求文書以外に審査請求人の求める行政文書は保有していないと説明しているため、不明な点について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 弁護士相談では、横浜市会傍聴規則の一部の改正に対する弁護士からの具体的なアドバイスを担当者が手持ちの文書1の写し（以下「手持ち資料」という。）に書き込み、それを基に修正を行っていった。手持ち資料は修正完了後に不要となったため廃棄している。このほかに、弁護士相談の内容を逐語的に残した記録等は作成していない。</p> <p>(イ) 各会派からの問合せについては、実施機関では、日常的に議員からの問合せに対応しており、一般的な対応をしたものについては、問合せの都度、その内容を記録しているわけではない。横浜市会傍聴規則の一部の改正に係る問合せについては、実施機関で保有する文書を検索したが、対応の記録はなかった。</p> <p>(ウ) 本件請求に対しては、議会局市会事務局議事課において保有する行政文書についてもその全てを別途開示しているが、当該行政文書及び本件審査請求文書以外に、実施機関では、本件請求に係る行政文書を作成し、及び保有していない。</p> <p>イ 上記ア(ア)から(ウ)までの実施機関の説明は、不自然、不合理とまではいえないし、本件審査請求文書のほかに、本件請求の対象として特定すべき行政文書の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。</p>
<p>2978</p>	<p>《横浜市会傍聴規則（昭和25年4月横浜市会規則第1号）について》</p> <p>横浜市会傍聴規則では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、横浜市会の会議の傍聴に係る手続等を規定している。</p> <p>横浜市会に係る会議の傍聴人への対応については、令和2年6月26日の市会運営委員会において市会運営委員会理事会（以下「理事会」という。）で協議することが決定された。同年7月10日及び29日並びに8月7日の理事会で協議され、同日の市会運営委員会において、</p>

答申 番号	判断の要旨
2978	<p>同規則の改正案等が理事会での協議結果のとおり決定された。これを踏まえて同月25日に横浜市会傍聴規則の一部を改正する規則（令和2年8月横浜市会規則第3号）が公布及び施行されている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 本件請求に対し、実施機関は、本件審査請求文書を特定し、その全部を開示している。</p> <p>イ 文書1及び文書5は、それぞれ令和2年6月26日及び8月7日の市会運営委員会記録の初校原稿であり、開催年月日、場所、出席委員、議題等の市会運営委員会の状況が記載されているほか、当該市会運営委員会での委員長等の発言が逐語的に記載されている。</p> <p>ウ 文書2、文書3及び文書4は、それぞれ令和2年7月10日及び29日並びに8月7日に開催された理事会の概要に係る起案文書であり、文書番号、作成課、件名等が記載され決裁者等の押印がされた起案用紙並びに理事会の概要、出席者名簿、議題及び資料からなる。このうち理事会の概要には、日時、場所等が記載されているほか、理事会での協議結果が記載されている。</p> <p>エ 文書6は、令和2年8月7日の市会運営委員会の資料であり、横浜市会傍聴規則の改正案等の理事会の協議結果が記載されている。</p> <p>オ これに対し、審査請求人は、本件審査請求文書以外にも、横浜市会傍聴規則の改正に係る協議の経過及び内容に関する記録（以下「経過記録」という。）等の行政文書があると考えられるのに、それらが特定されていないと主張している。そこで、本件審査請求文書の特定の妥当性について、以下検討する。</p> <p>《本件審査請求文書の特定の妥当性について》</p> <p>ア 実施機関は、本件審査請求文書以外に議論の経過・内容を記した行政文書は作成していないと説明しているため、不明な点について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件請求に係る理事会の記録については、「市会運営委員会申し合わせ・確認事項」の「市会運営委員会」3(4)において「理事会は、非公開とする」とされていることを踏まえ、逐語的な議事録の作成や議事の録音はしていない。このため、経過記録に当たる行政文書は存在しない。</p> <p>(イ) 市会運営委員会の記録は、市立図書館等への配架や市会ホームページへの掲載の方法によって公開している。しかし、本件請求の対象となる令和2年6月26日及び8月7日の市会運営委員会の記録については、本件請求の時点では校正中であったため、初校原稿の全部を開示した。</p> <p>当該原稿作成のために市会運営委員会の議事は録音しているが、その録音データは初校原稿の作成を委託している反訳業者が使用するものであり、反訳業者への送付後に削除されるため、本件請求の時点では既に保有していなかった。</p> <p>(ウ) 本件請求に対しては、議会局市会事務部秘書広報課において保有する行政文書についてもその全てを別途開示しているが、当該行政文書及び本件審査請求文書以外に、実施機関では、本件請求に係る行政文書を作成し、及び保有していない。</p> <p>イ 上記ア(ア)から(ウ)までの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないし、本件審査請求文書のほかに、本件請求の対象として特定すべき行政文書の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR4.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（行政文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政

文書を開示しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（第5号及び第6号省略）

（行政文書の存否に関する情報）

- 第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定等）

- 第10条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決

定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

(第2項省略)

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881